

令和8年度 高齢者補聴器購入費助成のご案内

必ず購入前に確認書の提出及び申請をしてください 購入後の申請は対象になりません

1 対象者

- (1) 市内に住所（住民票）がある65歳以上で市区町村民税非課税の人
- (2) 聴覚障がいによる身体障害者手帳を持っていない人
- (3) 耳が聞こえにくく、かかりつけの耳鼻咽喉科で聴覚の身体障害者手帳は取れないと言われ、補聴器相談医を受診し、自費の「逗子市高齢者補聴器購入助成事業医師意見書」、又は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が提供する「補聴器適合に関する診療情報提供書」を取れる人

2 対象補聴器（集音器は対象外）及び助成額（助成は、片耳でも両耳でも1回限り）

- (1) 新規に購入する管理医療機器認定を取得した補聴器本体の購入に係る費用のみ。
補聴器の購入時のケース等の付属品及びフィッティング代は含みません。
- (2) 医師意見書、又は診療情報提供書の処方により、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店、又は認定補聴器技能者により作成された見積書に基づく補聴器
- (3) 助成額 上限30,000円

3 確認書の提出及び申請について（別添事前申請チャートを確認してください）

- (1) 交付対象者事前確認書（窓口、又は市ホームページで入手できます）を市役所1階9番の高齢介護課に提出してください。
- (2) 交付対象者該当の可否を送付します。該当の人には、申請書を同封します。
- (3) 交付対象者該当の人は、申請手続きをしてください。
- (4) 申請に必要な書類 <（2）で同封した申請書に添付して提出してください>
 - ①補聴器相談医による自費の「逗子市高齢者補聴器購入助成事業医師意見書」、又は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が提供する「補聴器適合に関する診療情報提供書」の原本。コピーを取って原本は返却します。
 - ②①の医師意見書、又は診療情報提供書の処方により、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店、又は認定補聴器技能者により作成された、宛名が対象者になっている見積書の原本。コピーを取って原本は返却します。
 - ③②で認定補聴器技能者に補聴器作成を依頼したときは、認定補聴器技能者カードのコピー（認定補聴器専門店以外で買う予定の人のみ）

4 申請後、交付決定通知書が届いたら

速やかに高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書に記載された補聴器を決定業者から購入してください。

5 補聴器を購入したら

※交付決定通知書に記載されている補聴器及び業者での購入しか認められません

助成金の交付決定を受けた日から3か月以内に請求してください。

裏面へ続く→

- (1) 請求書（窓口、又は市ホームページで入手できます）
- (2) 宛名が対象者になっている領収書の原本。コピーを取って原本は返却します。
- (3) 振込先通帳のコピー（銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（ふりがな））
 ※ネットバンク等で紙の通帳がない場合は、(3)の事項がウェブ上で確認できるページを印刷し提出してください。確認できない場合は、口座を開設した銀行等に問い合わせ、確認できるページがウェブ上にもないとの回答だったときは、高齢介護課まで相談してください。

6 支給方法 5(3)で指定された振込先に振り込みます。

7 市区町村民税課税状況の確認

令和8年1月1日以前より市内に居住している人は、当課で課税状況を確認します。なお、令和8年1月2日以降に逗子市に転入した人などは、**令和8年度非課税証明書**を提出してください。非課税証明書は、令和8年1月1日にお住まいだった市区町村で取得できます。

市区町村民税額が確定していない場合は、支給できませんので必ず市区町村民税の申告をしてください。

8 交付決定の取消及び助成金の返還

偽り、その他不正な手段により交付決定を受けたときや逗子市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の規定に違反したときには、交付決定を取り消します。助成金を交付済みの場合は、助成金を返還していただきます。

9 補聴器相談医のいる診療所（市内）

診療所名	所在地	電話番号
さくらクリニック	逗子市逗子1-8-18-1F	046-871-3311
平田耳鼻咽喉科	逗子市逗子5-1-12 プロスパー興産ビルA 2F	046-873-3281

※市外の補聴器相談医は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページをご確認いただくか、高齢介護課に問い合わせてください。

URL https://www.jibika.or.jp/uploads/files/certification/meibo_pdf/14_kanagawa.pdf

10 公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者のいる店舗（市内）

店舗名	所在地	連絡先
(株)イカラ めがねの荒木 逗子店	逗子市逗子5-1-9 スズキビル1F	FAX 046-872-1817 TEL 046-870-5560

※市内に認定補聴器専門店はありません。市外の認定補聴器技能者のいる店舗や認定補聴器専門店、公益財団法人テクノエイド協会ホームページをご確認いただくか、高齢介護課に問い合わせてください。 URL <https://www3.techno-aids.or.jp/index.htm>

11 神奈川県制度による助成(令和8年7月1日以降購入分)

市の補助を受け購入した補聴器について、所定の補聴器装用訓練等を修了した場合は、県制度による助成を受けることが出来ます。助成額上限 30,000 円 申請窓口は市役所です。

（裏面に続く）

対象者 市の補助を受け購入した補聴器について次のいずれかの要件を満たした方

- (1) 補聴器適合訓練施設にて所定の装用訓練を受け「装用訓練証明書」の発行を受けた方
- (2) 認定補聴器専門店にて、所定の補聴器調整を受けたのち、補聴器相談医から「補聴器適合（補聴効果）確認証明書」の発行を受けた方

＊装用訓練、補聴器調整とも3か月程度の期間を要します。

＊「補聴器適合訓練施設」「認定補聴器専門店」とも逗子市内にはありません。
詳細は、市役所高齢介護課もしくは補聴器相談医へご相談ください。

申請期間 令和9年2月末まで

申請方法（必要書類）

＊「装用訓練証明書」もしくは「補聴器適合（補聴効果）確認証明書」

＊振込口座のわかるもの（通帳のコピー等）

申請窓口 市役所1階高齢介護課（9番窓口）

事務担当 逗子市高齢介護課高齢福祉係 TEL046-873-1111 FAX046-873-4520

MAIL koureifukusi@city.zushi.lg.jp 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16